

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による 平成 30 年度の定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）に基づき、地方公共団体等に対して報告を求める。

1 報告内容

報告内容は、以下のとおり。

- ① 情報連携に係る体制整備状況等
- ② 昨年度の定期報告のフォローアップを含めた安全管理措置の実施状況
- ③ 安全管理措置を実施する上での課題等

2. 報告期限

平成 30 年 6 月 29 日（金）とする。